

令和6年10月10日

市政記者クラブ 様

教育委員会事務局教務部教職員課

首席管理主事 瀧澤保則

電話：972-3241・3243

(19時15分まで職員が待機します。)

職員の失職について

下記のとおり令和6年10月9日付けで職員が失職しましたので、お知らせします。

記

1 概要	市立学校教諭は、令和5年12月22日、道路交通法違反（無免許運転）により警察に検挙された後、令和6年7月2日に起訴され、同年9月24日に懲役8月、執行猶予3年の判決を受けた。 その後、同年10月9日に判決が確定したため、地方公務員法第16条第1号に規定する欠格条項に該当することとなり、同日付で失職となった。
2 失職した者の所属・補職	市立学校教諭（男性 34歳）
3 失職日	令和6年10月9日
4 その他	当該教諭は、市立学校教諭として勤務していた令和3年度中に速度違反等複数回の道路交通法違反を行い、運転免許を取消されていた。

【参考】地方公務員法（抜粋）

（欠格条項）

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者